

労働保険の年度更新

労働保険（労災保険・雇用保険）の保険料は、毎年4月1日から翌年3月31日までの1年間を単位として計算されることになっており、その額はすべての労働者に支払われる賃金の総額に、その事業ごとに定められた保険料率を乗じて算定します。労働保険の保険料は、年度ごとに概算で保険料を納付し、保険年度末に賃金総額が確定したあとに精算するという方法をとっています。これを「年度更新」といい、事業主は、前年度の保険料を精算するための確定保険料の申告・納付と新年度の概算保険料を納付するための申告・納付の手続きが必要となります。

● いつまでに何をするのか

あらかじめ労働保険番号、事業の所在地・名称、保険料率等が印刷された「労働保険概算・確定保険料／石綿健康被害救済法一般拠出金申告書」（以下「申告書」といいます。）が都道府県労働局から各事業主あてに送付されるので、この書類を使用します。この申告書に必要な事項を記載、事業主印を押印のうえ、保険料等を添えて、金融機関又は所轄都道府県労働局及び労働基準監督署のいずれかに、今年は6月1日（水）から7月11日（月）までの間に提出します。

● 労災保険率（一部：平成27年度改定の料率から変更ありません）

事業の種類	保険率	事業の種類	保険率
林業	60/1000	農業又は海面漁業以外の漁業	13/1000
建築事業（既設建築物設備工事業を除く）	11/1000	卸売業・小売業、飲食店又は宿泊業	35/1000
既設建築物設備工事業	15/1000	その他の各種事業	3/1000

● 雇用保険率（平成28年4月1日改正）

事業の種類	保険率	事業主負担率	被保険者負担率
一般の事業	11/1000	7/1000	4/1000
農林水産・清酒製造の事業	13/1000	8/1000	5/1000
建設の事業	14/1000	9/1000	5/1000

● 手続上の留意点

年度更新において納付する労働保険料の算定については、その事業で使用されるすべての労働者に支払った賃金総額に、その事業に応じて定められた保険料率を乗じて算定します。一般拠出金の額については、賃金総額に一般拠出金率を乗じて算定を行います。

● 分割納付ができる場合

概算保険料額が40万円以上の場合、（ただし、労災保険か雇用保険のどちらか一方の保険関係のみ成立している場合は20万円）又は労働保険事務組合に労働保険事務を委託している場合は、労働保険料を3回に分割して納付することができます。

期間	前年度以前に成立した事業場			4/1~5/31に成立した事業場			6/1~9/30に成立した事業場	
	第1期	第2期	第3期	第1期	第2期	第3期	第1期	第2期
納期	4/1~7/31	8/1~11/30	12/1~3/31	成立した日~7/31	8/1~11/30	12/1~3/31	成立した日~11/30	12/1~3/31
納期限	7月10日	10月31日	1月31日	成立した日の翌日から50日	10月31日	1月31日	成立した日の翌日から50日	1月31日

● 64歳以上の被保険者の雇用保険料は免除

保険年度の初日（4月1日）に64歳になっている雇用保険の被保険者（以下「被保険者」といいます。）については、雇用保険料が免除されます。（本人負担分、会社負担分ともに免除となります。）平成28年度に雇用保険料の免除の対象となる64歳以上の被保険者は、昭和27年4月1日までに生まれた方です。したがって、平成28年4月1日現在、昭和27年4月1日までに生まれた被保険者は、平成28年度以降の雇用保険料が免除されることとなりますので、該当する方については、平成28年4月分以降、雇用保険料は天引きしません。

ただし、被保険者であることにはかわりませんので、その後に失業した場合には、失業等給付を受けることはできます。なお、雇用保険料は免除されますが、労災保険料は免除となりません。